

環廃対発第1512253号
環廃産発第1512254号
平成27年12月25日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第42号。以下「改正省令」という。）が平成27年12月25日に公布されたところであり、また、これに伴い産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第145号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第146号）が平成27年12月25日に公布され、平成28年3月15日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第94号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第95号）が平成23年10月27日に公布され、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基

準値が変更された。

今次改正はこれを踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)等に係る基準を変更するものである。

また、一般廃棄物最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。)及び管理型最終処分場(令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。)から排出される放流水の基準について、カドミウム及びその化合物に係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場(一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場(令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。)安定型最終処分場(令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。)及び管理型最終処分場をいう。)の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、カドミウムに係る基準の変更を行うものである。

第二 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更(令第2条の4関係)

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、カドミウム又はその化合物を含む燃え殻、ばいじん、鉛さい、汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあっては溶出濃度を0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、カドミウム又はその化合物を含む廃酸及び廃アルカリ並びにカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあっては含有濃度を1mg/Lから0.3mg/Lに変更したこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等(令第6条及び第6条の5関係)

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならないこと。

また、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(3)に掲げる動植物性残さにあっては含有濃度を0.1mg/kgから0.03mg/kgに変更し、同号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥にあっては溶出濃度を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更し、同号イ(2)に掲げる廃酸及び廃アルカリ並びに同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿にあっては含有濃度を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

- (1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）別表第1関係）
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るカドミウム及びその化合物の基準（以下「排水基準」という。）の値を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。
- (2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（基準省令別表第2関係）
廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更したこと。
- (3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置（改正省令附則第2条関係）
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。
- (4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第4条関係）
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

4 検定方法（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）第二関係）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準の変更等を踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る検定方法の変更を行ったこと。

第三 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に関する留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現にカドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物の処理業の許可を有していない者が、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物となるカドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の処理を改正省令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬこと。